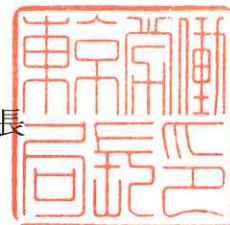




令和7年9月16日

一般社団法人東京経営者協会会長
富田 哲郎 殿

東京労働局長



東京都最低賃金の改正金額の周知広報に関する要請

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今般、東京都最低賃金を時間額 1,226 円（令和7年10月3日発効）に
改正いたします。

最低賃金は、年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
全ての労働者に適用されるものであることから、使用者も労働者も必ず確認し
ていただくことが重要です。

つきましては、会員の皆様に対する改正後の東京都最低賃金の周知について、
貴会で発行されている広報誌、ホームページに掲載いただくほか、改正金額の
周知用ポスター、リーフレットの掲示又は窓口への配架など、特段の御協力を
賜りますよう、御願ひ申し上げます。

また、都内の中小企業・小規模事業者が、東京都最低賃金の引上げに円滑に
対応できるよう、支援策（各種助成金など）の利用勧奨の周知につきましても、
特段の御協力を賜りますよう、併せて御願ひ申し上げます。

【問い合わせ先】

東京労働局労働基準部賃金課 03-3512-1614

（各種助成金に関すること）

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865